

随意契約理由書

神戸市

件名	各所斜坑運搬設備点検整備
契約業者名	株式会社 荏原製作所 大阪支社
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の相手方を選定した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務で点検整備を行う斜坑運搬設備とは、施設坑内(地下)にある設備の維持、保守管理に使用するケーブルによる斜坑用運搬設備であるが安全確保のために点検整備を行う必要がある。 ・本業の点検整備にあたっては、製作者しか知りえない設計図書等が必要であり、当初製造元の末松九機(株)が廃業した後は上記業者が設計図書等を引継いでいることから、本業務を行うことができるのは上記業者のみである。 <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外にないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 事業部 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994)